

減免額の計算例

夫婦と父母の4人世帯で、世帯主の営業収入が30%以上減少する見込みの場合

H31 / R1 年中	世帯主(生計維持者) 国保	妻 国保	父 後期・介護	母 後期・介護
	営業所得 300万円 (収入600万円)	給与所得 100万円 (収入167万円)	給与所得 0円 (収入 50万円)	年金所得 10万円 (収入130万円)
	給与所得 50万円 (収入115万円)		年金所得 70万円 (収入190万円)	
	国保税額 658,100円(年間)		後期保険料 62,100円(年間) 介護保険料 79,200円(年間)	後期保険料 25,300円(年間) 介護保険料 79,200円(年間)

国民健康保険税

世帯主(生計維持者) 国保	妻 国保	世帯主と国保加入者の合計所得
営業所得 300万円 (B)	給与所得 100万円	営業所得 300万円
給与所得 50万円		給与所得 150万円
		計 450万円 (C)

国保税 (A) 658,100円
 $658,100円 \times 300万円 / 450万円 \div 438,700円$
 (A) (B) (C)
 世帯主の合計所得が350万円なので、減免割合(D)は8/10
 $438,700円 \times 8 / 10 = 350,900円$
 $658,100円 - 350,900円 = 307,200円$
減免後の国保税額

後期高齢者医療保険料

世帯主(生計維持者) 国保	父 後期・介護	母 後期・介護	世帯主と後期加入者の合計所得
営業所得 300万円 (B)	給与所得 0円	年金所得 10万円	営業所得 300万円
給与所得 50万円	年金所得 70万円		給与所得 50万円
			年金所得 80万円
			計 430万円 (C)

父 後期保険料 (A) 62,100円
 $62,100円 \times 300万円 / 430万円 \div 43,300円$
 (A) (B) (C)
 世帯主の合計所得が350万円なので、減免割合(D)は8/10
 $43,300円 \times 8 / 10 = 34,600円$
 $62,100円 - 34,600円 = 27,500円$
減免後の保険料額

母 後期保険料 (A) 25,300円
 $25,300円 \times 300万円 / 430万円 \div 17,600円$
 (A) (B) (C)
 世帯主の合計所得が350万円なので、減免割合(D)は8/10
 $17,600円 \times 8 / 10 = 14,000円$
 $25,300円 - 14,000円 = 11,300円$
減免後の保険料額

介護保険料

世帯主(生計維持者) 国保	
営業所得 300万円 (B)	
給与所得 50万円	
計 350万円 (C)	

父 介護保険料 (A) 79,200円
 $79,200円 \times 300万円 / 350万円 \div 67,800円$
 (A) (B) (C)
 世帯主の合計所得が350万円なので、減免割合(D)は8/10
 $67,800円 \times 8 / 10 = 54,200円$
 $79,200円 - 54,200円 = 25,000円$
減免後の保険料額

母 介護保険料 (A) 79,200円
 $79,200円 \times 300万円 / 350万円 \div 67,800円$
 (A) (B) (C)
 世帯主の合計所得が350万円なので、減免割合(D)は8/10
 $67,800円 \times 8 / 10 = 54,200円$
 $79,200円 - 54,200円 = 25,000円$
減免後の保険料額